

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

国の令和3年度予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の一部について、内閣府において令和4年度に繰越したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、令和4年度における臨時交付金の取扱について、下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。なお、臨時交付金の取扱いは、令和3年度から大きな変更点はないため、必要に応じて、過去の事務連絡も参照下さい。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 通常分交付金について

(1) 令和4年度の執行手続きのスケジュールについて

事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金（以下「通常分交付金」という。）の交付にあたって、令和4年度に作成していただく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「令和4年度実施計画」という。）は、現時点で別紙1のとおり3回提出を受け付けることを予定しています。ただし、今後の感染状況や各地方公共団体における執行状況等を踏まえ、柔軟に執行手続きのスケジュールを見直す可能性もありますので、あらかじめご承知おき下さい。

第1回提出受付は、5月9日を予定しています。提出は任意としますが、臨時交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越した臨時交付金を活用して実施する事業を既に検討されている地方公共団体におかれましては、この期限までに実施計画をご提出ください。令和3年度に作成していただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「令和3年度実施計画」という。）の第5回提出において、各地

方公共団体が記載した本省繰越希望額に相当する額の全部又は一部を交付予定です。

第2回提出受付は、7月29日を予定しています。本省繰越希望額分のほか、令和4年1月から3月までの期間に交付決定や内示等（地方公共団体に交付する国庫補助事業等について、事実上、その交付される金額を地方公共団体にお知らせする行為を含む。以下「交付決定等」という。）された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額を加えた範囲で交付予定です。第2回提出は、基本的に全ての地方公共団体を提出対象と想定しています。ただし、本省繰越希望額と国庫補助事業等の地方負担額を算定基礎とする額のいずれもないなどの場合は、この限りではありません。なお、国庫補助事業等の地方負担額に関する調査を5月頃に実施予定ですので、ご協力のほどよろしく申し上げます。交付限度額の通知は6月下旬を予定しています。

さらに、令和4年度の最終提出受付は、冬頃に予定していますが、詳細については別途お知らせします。令和4年4月以降に交付決定等される国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額を加えた範囲で交付予定です。また、既に提出した令和4年度実施計画の内容について、必要に応じ、変更可能とします。

（2）通常分交付金の交付対象事業について

1）交付対象事業

通常分交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、令和3年度から大きく変更ありません。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（国庫補助事業等及び地方単独事業）に自由度高く活用することが可能です。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に掲げられた4つの柱（Ⅰ感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、Ⅱ雇用の維持と事業の継続、Ⅲ次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、Ⅳ強靱な経済構造の構築）のいずれかに該当する事業、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた3つの柱のうち2つの柱（Ⅰ新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、Ⅱポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現）のいずれかに該当する事業又は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定。以下「令和3年経済対策」という。）に掲げられた4つの柱のうち3つの柱（Ⅰ新型コロナウイルス感染症の拡大防止、Ⅱ人流抑制等の影響を受ける方々への支援、Ⅲ未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動）のいずれかに該当する事業で新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業が交付対象となります。

昨今の経済状況等を踏まえた具体的な活用分野としては、例えば、原油価格高騰を受けて地方公共団体が感染拡大の影響を受けた事業者や生活困窮者の灯油等購入費を補助等する事業、人流抑制等される中でも公共サービス維持のため事業継続する公共交通事業者への支援事業、酒類を提供する飲食店の営業時間短縮要請等の影響を受ける酒類販売事業者に対する給付事業等が考えられます。通常分交付金の活用が可能な事業として想定されるものを「令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年12月27日付け事務連絡。以下「令和3年12月27日付事務連絡」という。）等において整理したところですが、昨今の経済状況等を踏まえ、別

紙2に改めて整理していますので、こちらも参考にしてください。なお、社会情勢の変化や感染拡大状況等に伴い臨時交付金の運用についてご要望等ある場合は、内閣府まで前広に相談ください。

交付対象となる国庫補助事業等及び地方単独事業の条件は以下のとおりです。

①国庫補助事業等

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下のいずれかに該当する事業です。

- ・国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- ・国の令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業
- ・国の令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染症拡大防止に係る事業、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置をした事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）
- ・国の令和2年度当初予算及び令和3年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）
- ・国の令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業

なお、上記に該当する事業のうち、令和3年度中に国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和3年度予算に計上した事業についても、既に提出した令和3年度実施計画に当該事業を記載していない場合、令和4年度実施計画に記載することが可能です。

②地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和4年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業

なお、地方公共団体の令和3年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として

令和4年度実施計画に記載することができませんが、令和2年度又は令和3年度中に行われた営業時間短縮要請等に対する協力金支給に係る協力要請推進枠交付金及び一般検査事業に係る検査促進枠交付金の地方負担分に係る事業のうち、令和3年度実施計画に記載されていない事業に限り、令和4年度実施計画に記載することを認めます。

2) 地方単独事業に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、令和3年度から変更はなく、以下のとおりです。ただし、対象となる基金の要件のうち期限に関する部分について、1年間延長しています。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費（休業要請等協力金は該当しない。）

⑤ 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く。）

⑥ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

- ③ 令和4年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和9年度末*まで、
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和6年度末*までに廃止するものであること
※ 令和4年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

(3) 交付限度額について

令和4年度に新たに通知する交付限度額は、対象となる国庫補助事業等（令和4年1月以降に交付決定等される令和3年度補正予算分及び予備費分等）の地方負担額を基礎として算定した額となる見込みです。「(1) 令和4年度の執行手続きのスケジュールについて」に記載したとおり、このうち令和4年1月から3月までの期間に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額については、6月下旬に通知予定です。また、令和4年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する分については、国庫補助事業等を所管する各府省（以下「所管府省」という。）による交付決定等の状況を踏まえ、冬頃に通知予定です。

交付限度額の算式は以下のとおりです。なお、別表1及び別表2は、令和3年12月27日付事務連絡のものから変更ありません。

令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底に係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）及び令和3年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）等により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額の合計額 × 算定率

<算定率>

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業*・・・1.0
雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底に関する別表2の事業*・・・0.8

※未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）を含む。

なお、算定率については、令和3年経済対策において、現状は「感染者数が再拡大に向

かうリスクを排除することはできず、今後の新たな変異株の発生などあらゆる事態に対応できる体制整備が必要」な状況とされていることを踏まえ、引き続き、算定率について、1.0又は0.8を継続することとしているところです。

<留意点>

令和4年度における国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額は、令和4年度へ明許繰越した国の令和3年度予算を活用し、算定・通知を行う予定です。そのため、当該予算を令和5年度に繰り越すことはできないことから、令和4年度中に地方公共団体に対して、臨時交付金の交付決定を行うこととしています。

臨時交付金の令和4年度の最終交付決定に当たっては、令和5年1月から3月にかけて、内閣府から交付限度額の通知、地方公共団体からの実施計画の提出、総務省における臨時交付金の交付決定等の手続を進める予定であり、令和4年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額は、令和4年12月末までに交付決定等された国庫補助事業等を基に算定する必要があります。

そのため、所管府省に対して、早期の交付決定等の要請をしています。また、所管府省において、令和4年12月末までに交付決定や内示を行うことが困難な場合は、必要に応じて、令和4年12月末までに地方公共団体に対して令和4年度中の事業実施の調査等を実施し、交付限度額の算定の基となる国庫補助事業等の金額を改めて実施する交付限度額算定に係る地方負担額等の調査において報告いただくこととしておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(4) 令和4年度実施計画の作成と提出について

1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

令和4年度実施計画は、令和3年度における実施計画の変更ではなく、令和4年度実施計画の様式(別紙3)を活用し、新たに作成してください。令和4年度実施計画の作成に当たっては、別紙4の記入要領を参考にしながら必要事項を記入してください。なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

2) 実施計画の提出期限

令和4年度実施計画の提出期限は、以下のとおりです。提出期限後に当室において実施計画の確認(掲げられた事業が新型コロナウイルス感染症対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等)を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。第1回提出は任意ですが、臨時交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越した臨時交付金を活用して実施する事業を既に検討されている地方公共団体は、第1回提出期限までに実施計画をご提出ください。

第1回提出期限：令和4年5月9日(月)12:00【厳守】※任意

第2回提出期限：令和4年7月29日(金)12:00【厳守】※原則全団体

3) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+_r4（半角アンダーバーr4）+_1又は_2（半角アンダーバー提出回数）」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいても構いません。

例) メール件名：「01100_北海道札幌市_r4_1」「02000_青森県_r4_2」 など

ファイル名：「01100_北海道札幌市_r4_1.xlsx」「02000_青森県_r4_2.xlsx」 など

4) 提出資料

提出資料は、令和4年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）及び事業実施状況及び効果検証に関する資料（該当ある場合）です。各様式は、別紙3のとおりであり、エクセルファイルの各シートに用意しています。

①令和4年度実施計画	別紙4の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。
②チェックリスト	令和4年度実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
③基金調べ	交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。
④事業実施状況及び効果検証に関する資料	事業の実施状況及び効果の検証について、既に公表を行っている地方公共団体は、当該公表資料を提出するようお願いいたします。

(5) 令和4年度実施計画の変更について

提出した令和4年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。臨時交付金の趣旨も踏まえ、早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いいたします。

2. 臨時交付金の活用に当たっての留意点について

臨時交付金の活用に当たっての留意点については、これまで「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」

(令和3年2月2日付け事務連絡)、「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和3年4月1日付け事務連絡)及びQ&A等において周知しているとおり、臨時交付金を効率的・効果的な事業に活用するとともに、説明

責任をしっかりと果たして頂くようお願いしているところです。既にご承知のとおり、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として取り組まれる必要な事業であれば自由度高く活用できるものであることから、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任を果たしていただくものです。

また、これまでも周知していたとおり、「令和3年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和2年11月25日）において、「新型コロナ対応という意味では、国の一連の措置に加えて、既に令和2年度（2020年度）の2度の補正予算で合計3兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が設けられた。各地域の実情に応じてきめ細やかな対応を可能にするという本来の目的に沿って、各地方公共団体は、創意工夫をこらして効率的かつ効果的に交付金を活用し、実施状況と効果についても説明責任を果たしていくことが求められる。」とされていますので、改めてご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、令和4年度においても、以下のとおり取り扱うこととしますので、ご留意ください。

①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、「各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましい」旨、及び「これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがある」旨を明示しています（Q&A第7版1-20）。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙5の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

3. 協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金について

(1) 交付限度額の算定について

協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金について、令和3年度3月交付決定の手続きに限り、協力金支給実績及び協力金支給見込みを踏まえ、交付限度額を算定したところですが、予算の効率的活用のため、12月27日付事務連絡で周知していたとおり可能な限り実績額に近い額での交付決定を行います。

(2) 執行手続きについて

① 交付限度額算定基礎資料の提出

協力要請推進枠交付金（飲食店及び大規模施設等に係る協力金に限る。）の交付を受けようとする場合には、営業時間短縮要請等を行う都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）に協議する必要があります。

特措法担当大臣との協議は、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（以下「コロナ対策室」という。）において随時受け付けているため、協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする都道府県は、まずはコロナ対策室までご連絡ください。

また、令和4年度における都道府県が営業時間短縮要請等に伴い支給する協力金等に対する協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金の交付決定は、6月又は7月及び9月下旬を予定しています。当面の間における具体的な手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

i) 6月又は7月交付決定の手続き

① 飲食店に係る協力金及び大規模施設等に係る協力金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、5月13日（金）までに特措法担当大臣との協議を経たものを対象とします。酒類販売業者に係る支援金は令和3年4～10月の支給分に係るものを対象とします。

② 交付限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、5月13日（金）までの支給実績を算定の対象とします。

③ 即時対応特定経費交付金及び規模別協力金の支給に係る事務費についても併せて算定対象となります。

④ 交付限度額算定基礎資料及び協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に係る新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金実施計画（以下「協力要請推進交付金実施計画」という。）の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

- ・ 実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出
【5月13日（金）】
- ・ 計画記載用限度額を反映した協力要請推進交付金実施計画を内閣府に提出
【5月26日（木）】
- ・ 交付申請・交付決定
【6月下旬又は7月】
- ・ その後、必要に応じて概算払

ii) 9月交付決定の手続き

- ①飲食店に係る協力金及び大規模施設等に係る協力金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、8月3日（水）までに特措法担当大臣との協議を経たものを対象とします。酒類販売業者に係る支援金は令和3年4～10月の支給分に係るものを対象とします。
- ②交付限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、8月3日（水）までの支給実績を算定の対象とします。
- ③即時対応特定経費交付金及び規模別協力金の支給に係る事務費についても併せて算定対象となります。
- ④交付限度額算定基礎資料及び協力要請推進交付金実施計画の提出等のスケジュールは以下のとおりです。
- ・ 実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出
【8月3日（水）】
 - ・ 計画記載用限度額を反映した協力要請推進交付金実施計画を内閣府に提出
【8月22日（月）】
 - ・ 交付申請・交付決定
【9月下旬】
 - ・ その後、必要に応じて概算払

(参考)

	実績 算定の時点	実施計画 の提出	交付決定
i) 6月又は7月 交付決定の手続	5月13日（金）	5月26日（木）	6月下旬又は7月
ii) 9月交付決定の手続き	8月3日（水）	8月22日（月）	9月下旬

②協力要請推進交付金実施計画の作成と提出

令和4年度における協力要請推進交付金実施計画は、令和3年度における実施計画の変更ではなく、協力要請推進交付金実施計画の様式（別紙6）を活用し、新たに作成してください。

また、協力要請推進交付金実施計画を令和3年度における実施計画と分けたことにあわせて、交付限度額算定基礎資料の様式も所要の改訂を行いました。これまで飲食店版、大規模施設等版、酒類販売事業者版に様式を分けていましたが、1の様式にまとめています。今後の手続きにおいては、別紙7の様式をご使用ください。なお、別紙7の交付限度額算定基礎資料を作成するにあたって、従前の様式における「個別シート」に該当するファイル（別紙8）をあわせて送付しますので、必要に応じて、ご活用下さい。※別紙8の提出は必要ありません。

4. 検査促進枠交付金について

(1) 交付限度額の算定について

検査促進枠交付金について、令和3年度3月交付決定の手続きに限り、検査実績及び検査見込みを踏まえ、交付限度額を算定したところですが、予算の効率的活用のため、12月27日付事務連絡で周知していたとおり可能な限り実績額に近い額での交付決定を行います。

(2) 執行手続きについて

① 交付限度額算定基礎資料（検査促進計画）の提出

検査促進枠交付金の執行手続きの流れについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」（令和3年12月20日付け事務連絡）の5で示したとおりです。

また、検査促進枠交付金の交付決定は、6月及び9月を予定しています。当面の間における具体的な手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

i) 6月交付決定の手続き

① 検査費用等の補助等は、特措法担当大臣との協議を経た検査促進計画に沿って補助等を行ったものを対象とします。

② 交付限度額算定基礎資料（支給実績が記載された検査促進計画。以下同じ。）による計画記載用限度額の算定に当たっては、5月13日（金）までの支給実績を算定の対象とします。

③ 交付限度額算定基礎資料及び検査促進枠交付金に係る新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金実施計画（以下「検査促進交付金実施計画」という。）の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

- ・ 実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出
【5月13日（金）】
- ・ 計画記載用限度額を反映した検査促進交付金実施計画を内閣府に提出
【5月26日（木）】
- ・ 交付申請・交付決定
【6月下旬】
- ・ その後、必要に応じて概算払

ii) 9月交付決定の手続き

① 検査費用等の補助等は、特措法担当大臣との協議を経た検査促進計画に沿って補助等を行ったものを対象とします。

② 交付限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、8月3日（水）までの支給実績を算定の対象とします。

③ 交付限度額算定基礎資料及び検査促進交付金実施計画の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

- ・ 実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出
【8月3日（水）】
- ・ 計画記載用限度額を反映した検査促進交付金実施計画を内閣府に提出
【8月22日（月）】
- ・ 交付申請・交付決定
【9月下旬】

- ・その後、必要に応じて概算払

(参考)

	交付限度額算定基礎資料（検査促進計画）の提出	実施計画（検査促進枠）の提出	交付決定
i) 6月交付決定の手続	5月13日（金）	5月26日（木）	6月下旬
ii) 9月交付決定の手続	8月3日（水）	8月22日（月）	9月下旬

②検査促進交付金実施計画の作成と提出

検査促進交付金実施計画は、既に提出いただいた実施計画（別紙9）を変更し、作成してください。ただし、令和3年度に提出した実施計画に掲げる全事業が既に完了し、完了報告を行った都道府県においては、令和4年度以降の事業について、新たな検査促進交付金実施計画の作成をお願いします。

5. 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、臨時交付金創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等において、各地方公共団体において、事業終了後に、公表するようお願いしているところです。特に、令和2年度中に完了している事業について、未公表の地方公共団体におかれては速やかに公表に向けて検討をお願いします。また、公表に当たっては、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行うようお願いいたします。公表状況について、別途、調査させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

さらに、令和3年度中に完了した事業等を対象として、内閣府よりアンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

6. 国における予算科目について

令和3年12月27日付事務連絡において周知したとおり、予算科目上、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金の3つの目に分けて管

理しています。

協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金について、令和3年度は、(目) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金より交付していましたが、令和4年度からは、(目) 新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金より交付することとしています。そのため、令和4年度に新たに作成していただく協力要請推進交付金実施計画に対しては、(目) 新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金より交付することとなります。

また、検査促進枠交付金については、令和3年度から変更はなく、(目) 新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金より交付します。さらに、通常分交付金についても、令和3年度から変更はなく、(目) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金より交付します。

なお、令和3年度補正予算で措置された6.8兆円の内訳を変更するものではありません。

<関係資料一覧>

- 別紙1 令和4年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙2 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業(例)(R4.4改訂版)
- 別紙3 令和4年度実施計画(通常分)様式、チェックリスト、基金調べ
- 別紙4 令和4年度実施計画(通常分)記入要領
- 別紙5 特定事業者等支援に関する公表様式^{*1}
- 別紙6 協力要請推進交付金実施計画(R4.4.1版)
- 別紙7 交付限度額算定基礎資料【協力要請推進枠・即時対応】(R4.4.1版)
- 別紙8 交付限度額算定基礎資料作成用個別シート(R4.4.1版)
- 別紙9 検査促進交付金実施計画(R4.4.1版)
- 別表1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率1.0)(R3.12改訂版)^{*2}
- 別表2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率0.8)(R3.12改訂版)^{*2}
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(改正後)
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(新旧対照)
- 別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A(第7版)
- 別添4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠等」Q&A(R4.4.1版)

※1:令和3年2月2日に示した様式から変更ありません。

※2:令和3年12月27日に示した別表から変更ありません。

(照会先)

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

畑・中山・仙田・寺田・磯貝・中村・反町・上坂

直通 03(5501)1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp